

平成16年度税制改正

# 資産税は こう変わる

税理士法人 平川会計パートナーズ

税理士 平川 忠雄 監修

税理士 中島 孝一 著



税理士大蔵財務協会  
税のしるべ総局

## はじめに

平成16年度税制改正は、わが国の景気情勢が15年度半ばより回復の方向に転じたのを受けて、持続的な経済社会の活性化に寄与する方向性を持たせつつ、財政状況を認識した節度を保つ減税を実施しました。これにより住宅・土地税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置がとられました。

このベクトルは、わが国の厳しい財政事情が中期的にみて社会経済を圧迫させる要因を持つことへの対応として、財政収支の均衡化を図るべく今後の増税方向を示唆しているといえます。平成16年度改正でいえば「土地譲渡益課税の株式並みの税率軽減」を認めると同時に「土地譲渡損失の損益通算制度の廃止」という改正が入ったことなどからそのスタンスを示しているといえます。

即ち、わが国の財政状況から減税要望のみ盛り込むことは、将来の更なる負担増につながる危険度を意識したベクトルで、この類例改正は「欠損金の繰越控除制度の期間延長」に合わせて「過少申告に係る更正期間の延長」にもあらわれています。

今回の改正は、玄人向きの改正といわれているものですが、本著はそのプロ的改正部分のうち資産課税の重要事項の改正に重点を置いて、事例等によりわかりやすく解説をいれ、さらに、改正項目に関連する参考資料を提示するなど実務担当者に配慮した構成をとっております。ターニングポイントにあるわが国税制の動向を読み取りいただき、よりよい税対策の一助となれば幸甚に存じます。

本著のまとめにあたっては、大蔵財務協会の税のしるべ総局の皆様のご助力と税理士法人平川会計パートナーズの社員・職員の協力に感謝するものであります。

平成16年 若葉薫る季節に

税理士法人 平川会計パートナーズ

代表社員 平川 忠雄

# 目 次

## 【1】平成16年度税制改正の概要

経済活性化への対応	8
中小企業・ベンチャー支援	10
金融・産業の構造改革を促進する税制	12
金融・証券税制	13
高齢社会への対応	14
地方分権への対応	15
国際化への対応	17

## 【2】住宅税制

1 住宅ローン減税の延長	20
2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の拡充	26
3 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の創設	30
4 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の課税特例の延長	40
5 その他の改正	45

## 【3】土地税制

1 長期譲渡所得の税率の引下げ等	50
------------------	----

2	短期譲渡所得の税率の引下げ等	59
3	土地・建物等の譲渡損失に対する制限措置	62
4	特定資産の買換えの場合等の課税特例の延長	68
5	固定資産税の減額	71

#### 【4】 事業承継税制

1	特定事業用資産に係る相続税の課税価格計算（自社株特例） の拡充	76
2	非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減	87
3	相続株式を発行会社に譲渡した相続人株主の課税特例の 創設	89

#### 【5】 その他の税制

1	公的年金等控除及び老年者控除の見直し	96
2	確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ	105
3	税源移譲の実施	112
4	個人住民税均等割の見直し	117
5	課税自主権の拡大	124